

掲示事項（介護予防）訪問看護

運営規程の概要

フリガナ	ホウモンカンゴステーションユウバエ							サービスの種類	(介護予防)訪問看護	
事業所名	訪問看護ステーションゆうばえ							事業所番号	1560190280	
所在地	〒950-2172 新潟市西区内野上新町11810-3							フリガナ	タカハシ ナオミ	
								管理者	高橋 直美	
連絡先	電話番号	025-264-5731					FAX番号	025-261-4430		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間 の休日	
	休	○	○	○	○	○	○	○		年末年始(1月1日～1月2日)
営業時間	平日	8:30～17:30							備考	時間外・休日のサービス提供は、利用者の希望に応じて365日24時間対応する。
	土曜日	8:30～12:30								
	日曜・祝日	祝日の場合は相談に応じて								
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)						
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)						
その他の費用	訪問看護と連携して行われる死後の処置 10000円									
通常の事業の実施地域	新潟市西区(赤塚圏域、坂井輪圏域、黒崎圏域、小新・小針圏域)									
	備考	西蒲区も一部可能								

従業員の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
保健師	1	1
看護師	4	
准看護師		1
理学療法士		1
作業療法士		
言語聴覚士		

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額	地域区分	7級地	単価	10.21 円
-------------	------	-----	----	---------

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です(一定以上の所得のある方は負担割合が2割又は3割になります)。

### 《訪問看護》

※訪問看護ステーションの場合

取扱要件	単位	基本利用料	利用者負担金				
			法定代理受領分			法定代理受領分以外	
			(1割)	(2割)	(3割)		
看護師が行う訪問看護 (准看護師の場合は90%)	20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合)	(314)	3,205 円	321 円	641 円	962 円	3,205 円
	30分未満	(471)	4,808 円	481 円	962 円	1,443 円	4,808 円
	30分以上1時間未満	(823)	8,402 円	841 円	1,681 円	2,521 円	8,402 円
	1時間以上1時間30分未満	(1,128)	11,516 円	1,152 円	2,304 円	3,455 円	11,516 円
理学療法士等が行う訪問看護	1回につき(1回あたり20分以上) ※1日に2回を超えて実施する場合は90/100	(294)	3,001 円	301 円	601 円	901 円	3,001 円

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合

取扱要件	単位	基本利用料	利用者負担金			
			法定代理受領分			法定代理受領分以外
			(1割)	(2割)	(3割)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合(1月につき)	(2,961)	30,231 円	3,024 円	6,047 円	9,070 円	30,231 円
准看護師による訪問が1回でもある場合		上記基本利用料の98%				

### 《介護予防訪問看護》

※訪問看護ステーションの場合

取扱要件	単位	基本利用料	利用者負担金				
			法定代理受領分			法定代理受領分以外	
			(1割)	(2割)	(3割)		
看護師が行う訪問看護 (准看護師の場合は90%)	20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合)	(303)	3,093 円	310 円	619 円	928 円	3,093 円
	30分未満	(451)	4,604 円	461 円	921 円	1,382 円	4,604 円
	30分以上1時間未満	(794)	8,106 円	811 円	1,622 円	2,432 円	8,106 円
	1時間以上1時間30分未満	(1,090)	11,128 円	1,113 円	2,226 円	3,339 円	11,128 円
理学療法士等が行う訪問看護	1回につき(1回あたり20分以上) ※1日に2回を超えて実施する場合は50/100	(284)	2,899 円	290 円	580 円	870 円	2,899 円

《訪問看護及び介護予防訪問看護共通》

加算・減算	単位	基本利用料	利用者負担金			
			法定代理受領分			法定代理受領分以外
			(1割)	(2割)	(3割)	
夜間早朝・深夜加算(1回につき)			夜間、早朝の場合上記基本利用料に25% 深夜の場合50%加算されます			
複数名訪問加算Ⅰ(1回につき)	30分未満の場合 (254)	2,593円	260円	519円	778円	2,593円
	30分以上の場合 (402)	4,104円	411円	821円	1,232円	4,104円
複数名訪問加算Ⅱ(1回につき)	30分未満の場合 (201)	2,052円	206円	411円	616円	2,052円
	30分以上の場合 (317)	3,236円	324円	648円	971円	3,236円
1時間30分以上の(介護予防)訪問看護を行う場合(1回につき)	(300)	3,063円	307円	613円	919円	3,063円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(1回につき)※			上記基本利用料に5%加算されます			
緊急時(介護予防)訪問看護加算(1月につき)※	訪問看護ステーション (600)	6,126円	613円	1,226円	1,838円	6,126円
特別管理加算Ⅰ(1月につき)※	(500)	5,105円	511円	1,021円	1,532円	5,105円
特別管理加算Ⅱ(1月につき)※	(250)	2,552円	256円	511円	766円	2,552円
初回加算(1月につき)	I 350 (350)	3,574円	358円	715円	1,073円	3,574円
	II 300 (300)	3,063円	307円	613円	919円	3,063円
退院時共同指導加算(1回につき)	(600)	6,126円	613円	1,226円	1,838円	6,126円
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			上記基本利用料の10%が減算されます			
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			上記基本利用料の15%が減算されます			

《訪問看護》

加算・減算	単位	基本利用料	利用者負担金			
			法定代理受領分			法定代理受領分以外
			(1割)	(2割)	(3割)	
ターミナルケア加算※	(2,500)	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円	25,525円
看護・介護職員連携強化加算(1月に1回に限り)	(250)	2,552円	256円	511円	766円	2,552円
看護体制強化加算Ⅰ(1月につき)	(550)	5,615円	562円	1,123円	1,685円	5,615円
看護体制強化加算Ⅱ(1月につき)	(200)	2,042円	205円	409円	613円	2,042円
サービス提供体制強化加算Ⅰイ・ロ(1回につき)※	(6)	61円	7円	13円	19円	61円

《介護予防訪問看護》

加算・減算	単位	基本利用料	利用者負担金			
			法定代理受領分			法定代理受領分以外
			(1割)	(2割)	(3割)	
看護体制強化加算(1月につき)	(100)	1,021円	103円	205円	307円	1,021円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(1回につき)※	(6)	61円	7円	13円	19円	61円

注 ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況	1	有り	実施日	令和 年 月 日			
			評価機関名称				
			結果の開示	1	あり	2	なし
2	無し						